

JCMグループ

紛争鉱物対応ガイドライン

(お取引先様向け紛争鉱物管理指針)



2014年11月 5日		第2版
日本金銭機械株式会社		品質管理部
承認	確認	作成
塩田 浩史	宮本 康司	塚 友彦

目次	1
第1章 総則		
1. はじめに	2
2. JCMグループ紛争鉱物対応方針	2
3. 紛争鉱物対応ガイドライン	2
3.1 目的	2
3.2 適用範囲	2
3.3 提出を依頼する書類	3
3.4 提出方法	3
3.5 問合わせ先	3
4. JCMグループ紛争鉱物対応ガイドライン受領証	4
5. JCMグループ向け納入製品調査書 / アンケート	5～7

第1章 総則

1. はじめに

JCMグループは、コンゴ民主共和国及び近隣諸国（以下「DRC諸国」という）の武装集団への資金源を断つことを目的として、DRC諸国を原産国とする金、タンタル、錫、タングステン（コンフリクトミネラル、以下「紛争鉱物」という）の使用状況の開示を義務付ける米国の金融規制改革法（以下「ドッド・フランク法」という）に基づき、以下の方針及びガイドラインを作成いたしました。本方針及びガイドラインに則り、お取引先様に対して、当社製品に使用する材料や部品が、紛争鉱物に該当するか否かの調査及び報告をお願いすることといたします。

2. JCMグループ紛争鉱物対応方針

◆ 紛争鉱物の不使用について

「紛争地域であるDRC諸国で産出された鉱物資源を使用することは、間接的に当地における非人道的行為を支援していることになる。」として、米国では2010年7月にドッド・フランク法が成立し、DRC諸国で産出された鉱物に関する規制が組み込まれ、米国上場企業は自社商品に紛争鉱物を含むか否か米国証券取引委員会に報告することが義務付けられました。

米国には上場していない当社ですが、この法律の主旨を尊重し、また、サプライチェーンにおける役割を果たすため、DRC諸国で産出される金・すず・タンタル・タングステンの使用禁止を推進することといたします。まずは、お取引先様と協力の上、製品に使用される鉱物の来歴確認の調査を行ってまいります。また、仮に紛争鉱物が含まれていることが判明した場合には、お取引様に調達先の変更を求めるとともに、改善が見られない場合には購入を中止することといたします。

3. 紛争鉱物対応ガイドライン

3.1 目的

本ガイドラインは、JCMグループすべてのお取引先様に対して、コンフリクトミネラルフリーに向けた調達基準を明確にし、製品に係る紛争鉱物購入の不使用を推進することを目的とします。

JCMグループでは、紛争鉱物に関する法規制を順守し、製品を構成する原材料、部品及びユニット等に含有する鉱物について、お取引先様へ紛争鉱物の使用状況の報告を求め、その使用禁止の明確化と周知徹底を図り、コンフリクトミネラルフリーに取り組んでまいります。

3.2 適用範囲

このガイドラインにおいて、ドッド・フランク法により開示を義務付けられた紛争鉱物については、当該法令に従って適用されます。

1) 製品への適用範囲

本基準は、JCMブランドで米国上場企業に販売する全製品に適用します。

- 2) 部品・原材料・ユニット等への適用範囲
- ①製品本体・部品及びそれらに使用する原材料
 - ②サービスパーツ

3.3 提出を依頼する書類

- (1) JCMグループ紛争鉱物ガイドライン受領証
JCMグループ紛争鉱物ガイドラインを受取った場合は、受領証をご提出ください。
本ガイドラインの改訂版を受取った場合も同様にご提出ください。
- (2) JCMグループ向け納入製品調査書
アンケート内容を確認のうえ、回答欄にご記入願います。

3.4 提出方法 2

提出方法につきましては、メールにて下記メールアドレス（品質管理部 情報管理G 塚）までご提出いただきますようお願いいたします。

メールアドレス tsuka@jcm-hp.co.jp

3.5 問合せ先 2

提出書類においての問合せにつきましては、下記までお願いいたします。
品質管理部 情報管理G 塚 友彦 TEL06-6703-8402

3.6 JCMグループ紛争鉱物対応方針の弊社ホームページへの掲載について 2

JCMグループ紛争鉱物対応ガイドラインは弊社ホームページに掲載いたします。

アドレスは <http://www.jcm-hq.co.jp/>

コンフリクトフリー製錬業者プログラム関連の詳細（資料）については
<http://www.conflictfreemelter.org>を御参照願います。

JCMグループ紛争鉱物対応ガイドライン受領証

下記の文書を受領しましたので、受領証を提出します。

旧版文書に関しましては、誤使用が発生しないように 当方におきまして責任を持って破棄します。

1. 文書名

JCMグループ紛争鉱物対応ガイドライン

2. 文書の版数

第 版

3. 受領年月日

2014年 月 日

4. 会社名

5. 所属部署名

6. 担当者名

_____ 印

以上

JCMグループ向け納入製品調査書

記入日	
会社名	社印
住 所	
TEL	FAX
役職・職位	
担当部署長の署名	印

1) 以下の金属は御社が製造又は当社と製造委託契約を締結している製品の機能確保又は生産に必要ですか？（すべての金属が「いいえ」の場合、この調査はここで終了となります。）

タンタル (Ta)
錫 (Sn)
金 (Au)
タングステン (W)

回 答

備 考

2) 以下の金属（当社販売製品の機能確保又は生産に必要なもの）はコンゴ民主共和国及び近隣諸国（以下 DRC 諸国）を原産地としていますか？

タンタル (Ta)
錫 (Sn)
金 (Au)
タングステン (W)

回 答

備 考

3) 以下の金属（当社販売製品の機能確保又は生産に必要なもの）をリサイクル業者又はスクラップサプライヤーから調達していますか？

タンタル (Ta)
錫 (Sn)
金 (Au)
タングステン (W)

回 答

備 考

4) 全サプライヤーから記入済みの紛争鉱物調査報告書を受け取っていますか？

タンタル (Ta)
錫 (Sn)
金 (Au)
タングステン (W)

回 答

備 考

5) 御社及び御社のサプライヤーが、上記の申告範囲に含まれる製品を供給するために使用する以下の各金属について、その供給元である製錬業者をすべて特定しましたか？

タンタル (Ta)
錫 (Sn)
金 (Au)
タングステン (W)

回 答

備 考

6) 以下の金属について、御社及び御社のサプライヤーが使用するすべての製錬業者は、電子業界行動規範 (EICC) の定めるコンフリクトフリー製錬業者 (CFS) プログラムに適合し、適合製錬業者リストに記載されていますか？

タンタル (Ta)
錫 (Sn)
金 (Au)
タングステン (W)

回 答

備 考

記入方法

1)～6) の質問に対して回答欄に「はい」、「いいえ」で記入願います。

アンケート調査に関して下記質問 A~K にご回答願います。

	回 答	備 考
A. コンフリクトミネラル（紛争鉱物）についてご存知ですか？		
B. 紛争鉱物に関して何らかの活動をされていますか？		
C. 紛争鉱物不使用に関する方針を定めていますか？		
D. その方針は御社のホームページで閲覧できますか？		
E. 紛争鉱物のサプライヤーに対して紛争鉱物不使用を要請していますか？		
F. サプライヤーに対し、EICC の CFS 適合製錬業者リストを使用して CFS 規程への準拠が検証された製錬業者から調達することを求めていますか？		
G. 紛争鉱物不使用のためのデューデリジェンス（実態把握の為の調査）対策を実施していますか？		
H. 調達元の製錬業者名を明らかにするようサプライヤーに要請していますか？		
I. サプライヤーからのデューデリジェンス情報を検証していますか？		
J. I. の検証プロセスには是正措置管理が含まれていますか？		
K. 御社は米国証券取引委員会の紛争鉱物開示規則の対象になっていますか？		

以上、御協力ありがとうございました。